

平成30年5月24日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、18都道府県の25人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 18都道府県25人

(北海道1、青森県1、茨城県1、群馬県1、千葉県1、東京都1、神奈川県4、静岡県3、愛知県1、滋賀県1、京都府1、大阪府2、兵庫県1、奈良県1、広島県1、山口県1、香川県1、福岡県2)

数字は人数

※ 支払期限 平成30年5月31日